

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和7年4月30日

水曜日

第5369号

## 目次

### 告 示

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ○富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正      | 1 |
| ○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定 | 2 |

### 公 告

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 |   |
| ○土地改良区の役員の就退任          | 6 |

## 告 示

### 富山県告示第209号

富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について

富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成4年富山県告示第294号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月30日

富山県知事 新 田 八 朗

第3条第1項第2号中「及び」を「、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第3条第2号に規定する脱炭素先行地域づくり事業、同条第3号に規定する重点対策加速化事業及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日環地域事発第2402131号）第3条第2号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（以下「地域脱炭素推進交付金の対象事業」という。）並びに」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、設備を更新する事業等であつて、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。

第５条第５項中「地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動」を「地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業」に改める。

第25条を削る。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 富山県告示第210号

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第10条第 1 項及び第26条第 1 項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定するので、同法第10条第 4 項及び第26条第 4 項の規定により公示する。

令和7年4月30日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 区域の表示

別図のとおり

## 2 指定年月日

令和7年5月1日

(「別図」は省略し、富山県土木部建築住宅課 HP に添付して縦覧に供する。)

公 告

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和7年4月30日

## 1 入札に付する事項

### (1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察指掌紋自動識別システム 一式

### (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

### (3) 借入期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和12年 3 月31日（51か月）

### (4) 借入場所

入札説明書による。

### (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

### (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

### (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### (3) 本装置の稼動後に、平日の午前 8 時30分から午後 5 時30分までの保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

### (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類

等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和7年5月27日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月30日から同年5月19日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月12日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 206会議室

(4) 入札書の提出期限

令和7年6月27日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和7年6月27日 午前10時

## (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 206 会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 (1) の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関

係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Toyama Prefectural Police Automated Fingerprint Palm Identification System, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 27, 2025
- (3) Contact point for notification:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Toyama Prefectural Police Headquarters  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8570 Japan  
Phone number: 076-441-2211

## 土地改良区の役員の退任

金山土地改良区の役員であった次の者が令和7年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年4月30日

---

|     |         |              |
|-----|---------|--------------|
| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
| 理 事 | 中 波 博 英 | 射水市浄土寺 150番地 |

### 土地改良区の役員の就任

金山土地改良区の役員に次の者が令和 7 年 4 月 1 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
|     | 富山県知事   | 新 田 八 朗     |
| 職 名 | 氏 名     | 住 所         |
| 理 事 | 松 長 幸 成 | 射水市上野4295番地 |

---

